

## (目的)

第1条 この要綱は、根羽村立義務教育学校根羽学園において、親子留学を積極的に推進することで、一定数の児童・生徒を確保し、もって、児童・生徒の人間関係の固定化を緩和し、社会環境への順応性を養うことを目的とする。

## (用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 親子留学とは、都市部に暮らす小・中学生が、その保護者とともに根羽村内に居住し、義務教育を受けることをいう。
- (2) 留学生とは、留学が許可された児童・生徒をいう。
- (3) 保護者とは、留学生の扶養義務者又は同居の親族及び扶養義務者と同等の義務を負う者をいう。

## (対象者)

第3条 対象者は、愛知県安城市に居住する義務教育対象年齢の者とする。

## (要件)

第4条 親子留学を希望する者（以下「希望者」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならぬ。

- (1) 保護者とともに根羽村で生活する意思があり、かつ、住民登録ができること。

## (留学期間)

第5条 留学期間は、1年間とする。ただし、この年限は1年毎延長することができる。

## (留学申請)

第6条 希望者の保護者は、根羽村教育委員会（以下「教育委員会」という。）に親子留学申請書（様式第1号以下「申請書」という。）を留学する前年度の10月31日までに提出するものとする。

## (留学許可)

第7条 教育委員会は、申請書と面接をもって審査し、留学の可否を決定するものとする。尚、審査の内容は一切公表しない。

- 2 教育委員会は、前項の規定により決定した留学の可否を、希望者の保護者に留学する前年度の11月30日までに通知するものとする。
- 3 前項の規定により留学を許可すると決定した場合は、親子留学受入許可書（様式第2号）を留学する前年度の12月31日までに希望者の保護者に交付するものとする。
- 4 親子留学受入許可書を受けた保護者は、この要綱を理解し、遵守することを約する証として親子留学誓約書（様式第3号）を留学する前年度の1月31日までに提出するものとする。
- 4 教育委員会は、前項の誓約書を受領したのち、留学する前年度の3月1日までに学校教育法の定める入学許可書を交付するものとする。

## (留学期間の延長)

第8条 留学期間の延長を希望する留学生の保護者は、親子留学期間延長申請書（様式第4号）を、10月31日までに教育委員会に提出しなければならない。提出の無い家庭は延長しないものとする。

- 2 教育委員会は、申請書と面接をもって審査し、留学延長の可否を決定するものとする。尚、審査の内容は一切公表しない。
- 3 教育委員会は、前項の規定により決定した留学延長の可否を、希望者の保護者に11月30日までに通知するものとする。
- 4 前項の規定により留学延長を許可すると決定した場合は、親子留学受入許可書（様式第2号）を、12月31

日までに申請者に交付するものとする。

5 親子留学受入許可書（様式第2号）を受けた保護者は、この要綱を理解し、遵守することを約する証として親子留学誓約書（様式第3号）を留学延長する前年度の1月31日までに提出するものとする。  
(教育委員会の責務)

第9条 教育委員会は、次に掲げる責務を負う。

- (1) 居住する村営住宅を斡旋すること。
- (2) 留学生及び保護者の相談等に対し、真摯に対応すること。
- (3) 留学生の転校に関する安城市教育委員会との連絡調整。

(留学生及び保護者の責務)

第10条 留学生は、根羽村立義務教育学校根羽学園管理規則第8条に規定する出席停止行為をしてはならない。

2 保護者は、次に掲げる責務を負う。

- (1) PTA活動に参加すること。
- (2) 留学生を授業以外の学校行事等に参加させるよう努めること。
- (3) 居住地区の行事等に積極的に参加するよう努めること。
- (4) 居住する村営住宅の費用負担及び維持管理は、根羽村営住宅管理条例（平成9年根羽村条例第14号）の規定を遵守しなければならない。

(留学生及び保護者の権利)

第11条 留学生及び保護者は、根羽学園の児童・生徒として、また一般住民として行政施策による受益を受ける権利を当然に有する。

(留学の中止)

第12条 留学生及び保護者は、留学期間中であっても、継続困難な相当理由があると認めるときは、留学を中止することができる。

(留学許可の取消)

第13条 教育委員会は、留学生及び保護者がこの要綱の定めに違反した場合、留学許可を取り消すことができる。この場合の一切の責めを負わない。

(助成金)

第14条 教育委員会は、親子留学の生活支援のため、留学期間中助成金を交付する。

2 助成金の額は、留学生1世帯につき月額15,000円とし、留学生2人目より1人につき月額1,000円を加算した額とする。

3 助成金は保護者の請求により、毎月、村振込指定日に指定口座への振込みにより交付する。

(補足)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。